

京都市告示第 264 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成22年10月26日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成22年11月2日（火）

（歴史資料館）